

2024年5月15日

学校法人 法政大学

## 学校法人法政大学の設置する中学及び高等学校に係るクラブ活動の方針（ガイドライン）

### 1 本方針策定の趣旨

法政大学付属校におけるクラブ（部活動）<sup>1</sup>には、次のような教育的意義がある。

- (1) クラブ活動は、中学生・高校生が、スポーツ、文化・芸術・科学等に関して自主的・自治的に行う課外活動である。
- (2) クラブ活動は、文化・スポーツ等の各領域での活動を通して、次のような生徒の資質・能力を育てる意義を有すると考えられる。
  - a 自主性・積極性、学校生活への意欲
  - b 民主的・自主的な組織運営能力や参加意識
  - c 教科等の学びの活動との関わる資質・能力
- (3) クラブ活動は、次のような機能を有していると考えられる。
  - a 技能・技量の向上をはかり、さらには試合・コンクール・大会・発表会等を目標にして活動を行うことにより、個人としてあるいは集団としての成長や達成を実感し、充実感・自己肯定感を得られる場となっている。
  - b 活動を楽しみ、生徒同士が交流することにより、学校生活における「居場所」となっている。
- (4) 各クラブは生徒会組織のもとにおかれ、クラブ活動は自主・自治活動としての性格を有している。

上記を踏まえ、学校法人法政大学（以下、「本法人」という。）は、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン<sup>2</sup>」、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン<sup>3</sup>」、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン<sup>4</sup>」、「学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン<sup>5</sup>」、「神奈川県の学校部活動に関する方針<sup>6</sup>」を参考に、「学校法人法政大学の設置する中学及び高等学校に係るクラブ活動の方針（ガイドライン）」（以下、「本方針」という。）を策定した。

### 2 適用範囲

本方針は、本法人が設置する次の学校（以下、「付属校」という。）に適用する。

- (1) 法政大学高等学校全日制課程 普通科
- (2) 法政大学第二高等学校全日制課程 普通科
- (3) 法政大学国際高等学校全日制課程 普通科
- (4) 法政大学中学校
- (5) 法政大学第二中学校

### 3 付属校での「活動方針」の策定等

- (1) 付属校の校長は、毎年度、本方針に則り、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。
- (2) 付属校は教育活動の一環として、クラブ活動を、「学校の部活動に係る活動方針」に則り行う。
- (3) 付属校のクラブ活動の顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日、校外活動等実施

<sup>1</sup> 学習指導要領でいう、生徒の自主的、自発的な参加により行われる教育課程外の学校教育活動である「部活動」を、本学付属校での一般的な呼称に合わせて「クラブ活動」という。

<sup>2</sup> 2018年3月、スポーツ庁

<sup>3</sup> 2018年12月、文化庁

<sup>4</sup> 2022年12月、スポーツ庁・文化庁

<sup>5</sup> 2023年3月、東京都

<sup>6</sup> 2023年3月、神奈川県教育委員会

- 予定日及び参加予定大会日程等)並びに毎月の活動計画及び活動実績(活動日時・場所、休養日、校外活動等実施日及び大会参加日等)を作成し、校長に提出する。
- (4) 校長は、上記(1)(2)の活動方針、活動計画及び活動実績等を、学校のウェブサイトへの掲載等により公表する。
- (5) 校長は、顧問の通常業務について、教員の所定労働時間の範囲内で行わせることとする。

#### 4 指導・運営に係る体制の構築

- (1) 校長は、生徒数・教員数・その他の教職員数を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教職員の長時間労働の解消等の観点から円滑にクラブ活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。
- (2) 校長は、教員をクラブ活動の顧問に決定する際は、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や本人の抱える事情、課外活動指導員・外部指導者等の配置状況等を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制を構築する。
- (3) 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、クラブ活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化芸術活動を行い、教職員の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。

#### 5 適切な活動時間・休養日等の設定

クラブ活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、学習、運動、課外活動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準として、各付属校で「学校の部活動に係る活動方針」にて設定する。

- (1) 本方針での定義
- a 活動時間の定義  
活動時間とは、準備・片付け・学校管理下の自主練習を含む、学校としてのクラブ活動に従事している時間をいう。
  - b 休養日の定義  
休養日とは、学校管理下の自主練習も含め、学校としてのクラブ活動をおこなわない日とする。
  - c 週末等の定義  
週末等とは、土曜日、日曜日、国民の祝日及び付属校で正課の授業を実施していない期間をいう。
  - d 平日の定義  
平日とは、週末等に含まれない月曜日から金曜日までの日をいう。
- (2) 活動時間・休養日の設定
- 活動時間・休養日の設定については、中学校・高等学校でそれぞれ以下のとおりとする。
- a 中学校
    - (a) 活動時間  
平日2時間程度、週末等3時間程度を活動時間の上限とする。  
活動の特性または大会のプログラムの必要性から、上記の基準を超えて活動する場合は、週11時間(平日2時間4日間、週末等3時間1日間の合計)程度を上限とする。
    - (b) 週ごとの休養日  
1週間の間に2日間、休養日を設ける。少なくとも1日は平日、少なくとも1日は週末等に設ける。週末等に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日(平日を含む)に振り替える。  
1週間の区切りは「日曜日から土曜日まで」とする。
  - b 高等学校

(a) 活動時間

平日2時間30分程度、週末等3時間程度を活動時間の上限とする。

活動の特性または大会のプログラムの必要性から、上記の基準を超えて活動する場合は、週13時間（平日2時間30分4日間、週末等3時間1日間の合計）程度を上限とする。

(b) 週ごとの休養日

1週間の間に2日間、休養日を設ける。少なくとも1日は平日、少なくとも1日は週末等に設ける。週末等に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日（平日を含む）に振り替える。

1週間の区切りは「日曜日から土曜日まで」とする。

(3) 安全な活動の確保

- a クラブ活動においては、生徒の安全と健康を最優先とする。
- b 熱中症予防については、日本スポーツ協会の「熱中症予防運動指針」に基づき、WBGT31℃以上の環境における屋外での運動は原則禁止とするなど、十分な安全確保をはかる。
- c 合宿に際しては、特に中学生や新入部員に対して無理のない練習計画をたて、部員が体調の不調を訴えやすい環境を作る。また指導者も十分な休養をとり余白をつくる。生徒および指導者が十分な休養をとれない場合は実施しない。

6 学校単位で参加する大会の見直しについて

- (1) 校長は、クラブ活動が参加する大会等を把握し、大会等に参加することで、生徒や教職員の負担が過度にならないよう、参加する大会等を精査する。

7 校外活動の見直しについて

- (1) 附属校の校長は、クラブ活動が実施する校外活動等を把握し、校外活動等を実施することで、生徒や教職員の負担が過度にならないよう、実施する校外活動等の上限の目安等を定める。
- (2) 附属校のクラブ活動の顧問は、実施する校外活動等を、年間の活動計画及び毎月の活動計画にて校長に報告する。

8 補足事項

- (1) その他、本方針で定められていない事項・「学校のクラブ活動に係る活動方針」で定められていない事項は、本方針・「学校のクラブ活動に係る活動方針」策定の趣旨に則り、附属校の校長が決定する。
- (2) 本法人は、この方針（ガイドライン）を、ウェブサイトへの掲載等により公表する。

9 改廃について

- (1) 本方針の改正又は廃止は、学校長会議の議を経て、常務理事会で決定する。
- (2) 校長は、本方針が改正された際、「学校の部活動に係る活動方針」の内容について、必要な見直しを行う。

附 則

この方針は、2024年5月15日から施行する。

以 上